

ID: 855

担当部署: 健康推進課

処分の概要	不正受給者からの給付額の徴収					
法 令 名 根 拠 条 項	予防接種法 第19条第1項					
法 令 番 号	昭和23年法律第68号					
【基準】 法第19条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			